

令和3年度

社会福祉法人みどり市社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

昨年度末から爆発的な感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症は、世界中の人々の生活を大きく変化させました。日本においても離職者や所得が大幅に減少する人が増え、生活福祉資金や生活困窮者自立相談支援機関への相談はこれまでにない増加件数を示しています。コロナ禍により減退した経済活動が再び活況を取り戻し、就業率や所得に反映される見通しが不明瞭であるため、特にその間は各種関係機関と連携し生活困窮世帯への支援を充実させていく必要があります。

働き方も国の施策と相まってリモートワークなどが推奨されている中で、今後も感染防止対策を図りながら、業務を遂行していかなければなりません。これまで介護事業、学童保育事業や障がい者福祉事業においては運営を休止することなく職員は強い責任感と緊張感を持って日々現場の最前線に立ち続けており、今後もこれらを含めた全ての業務において徹底した感染防止対策に取り組み、地域福祉の推進と利用者支援にあたっていく必要があります。

また、昨年度は大雨・台風など大規模な災害が頻発し、甚大な被害をもたらしました。住民・行政・関係団体等が主体的に災害リスクに関する知識と心構えを共有し、様々な災害に備える社会を形成していく必要があるため、これまで以上に地域住民の支え合いやボランティアの重要性が高まっています。

そのような社会情勢を背景に、本会はみどり市の地域福祉推進の中核としてこれまでの業務内容やその取り組み方法などを再点検し、業務の効率化も図りながら市民への福祉サービスの向上につなげられるよう努めてまいります。

本年度も、今まで以上に市民や関係機関の皆さんと協力しながら事業を進めてまいりますので、今後も変わらぬご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【事業内容】

1 法人運営

重点事項

- 理事会や評議員会等により、本会の活動方針及び進め方を決定していきます。
- 理事専門部会（総務部会・地域福祉部会）により、法人の組織や地域福祉活動の推進などに関して調査研究を進め法人運営の発展に努めます。
- 災害等の非常時に備え、組織体制の強化を図るため、事業継続計画の策定に向けた研究に取り組みます。
- 相談支援、接遇のスキルアップ等を目的とした職員研修（OFF-JT^(注1)やOJT^(注2)）を実施し、職員の質の向上に努めます。
- SNS^(注3)等を活用した情報発信の方法等を研究し、広報活動の充実に努めます。

注1：講習会や研修会などに参加し、外部トレーナーによる指導の下、知識や技術を身に付ける訓練を行うこと

注2：経営者や上司からの指導の下、該当従業員が実務を通し、知識や技術を身に付けるために訓練をすること

注3：インターネットを通じて、趣味・趣向の近い人たちとコミュニケーションを取ったり、人間関係を構築することのできるスマートフォン及びパソコン用のサービス

- | | |
|--|---------|
| (1) 理事会、理事専門部会、評議員会、監査、正副会長常務理事会議、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会等の開催 | (総務企画課) |
| (2) 会員制度の充実強化 | (総務企画課) |
| (3) 諸規程及び要綱の整備 | (総務企画課) |
| (4) 情報共有の推進及び情報漏洩防止の推進 | (総務企画課) |
| (5) 福祉活動研修事業の充実 | (全部署) |
| (6) 広報・啓発・連絡調整及び発信方法等に関する研究 | (総務企画課) |
| (7) 会計経理等の正確かつ適正な運用 | (総務企画課) |
| (8) 財政基盤及び組織体制の強化 | (総務企画課) |
| (9) 非常時に備えた事業継続計画策定に向けた研究 | (全部署) |
| (10) 地域福祉推進のための調査・研究 | (全部署) |
| (11) 県内社会福祉協議会との連携 | (全部署) |

2 地域福祉事業

重点事項

- 地域住民や新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、第3期地域福祉活動計画に沿った各種福祉活動を展開していきます。
- 日常生活自立支援事業では、令和4年度の基幹化を視野に入れて準備を進めていきます。
- 地域福祉活動の底上げとなるよう、行政区や福祉部の取り組みについて情報提供を行い、地域の福祉力の向上を促します。
- 市民活動支援用具貸出事業を通じて、住民の交流や福祉活動を支援します。

- (1) みどり市地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動の実践 (全部署)
第3期みどり市地域福祉活動計画の2年次として、目標として設定した成果指標の達成に向けて地域住民・行政等と連携及び協働しながら地域福祉を推進する。
- (2) 日常生活自立支援事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
判断能力の不十分な高齢者及び障がい者に対して、地域生活が継続できるよう関係機関との連携を推進し、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理を支援する。
- (3) 群馬県ふくし総合相談支援事業への参画 (全部署)
市民等からの生活や福祉に関する困りごとを受け止め、把握した内容を整理して支援するとともに、必要に応じて事業のネットワークの活用により適切な支援先への橋渡しを行う。
- (4) 地域の福祉活動への支援 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
各行政区及び福祉部の実施する地域の福祉活動が円滑に進められるよう地域福祉コーディネーターが中心となり支援等を行う。
- (5) 各種福祉団体県大会等参加支援事業 (地域福祉推進課)
各種福祉団体が群馬県圏域の大会等に参加するための交通手段を提供することで、参加者の安全を確保するとともに社会参加の促進を図る。
- (6) 心配ごと相談事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
地域住民のあらゆる心配ごとの相談に応じ、適切な助言指導を行い、相談者が安心して社会生活を送れるよう取り組む。
- (7) 入れ歯リサイクル事業 (地域福祉推進課)
福祉貢献事業の取り組みとして、使われなくなった入れ歯や貴金属を地域住民から回収し、入れ歯等に含まれる希少金属の収益を地域福祉活動の財源につなげるとともに、循環型社会を形成し、環境改善活動を推進する。

- (8) 市民活動支援用具貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
健康増進や地域住民福祉活動の活性化を目的とした各種大会、講習会、総合学習、行事やレクリエーション等に活用していただくための市民活動支援用具を貸し出す。
- (9) 福祉体験用具等貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
支援が必要な人に対する理解と関心を深めることを目的に、講習会や研修会、総合学習等福祉教育で活用できる高齢者や障がい者の疑似体験用具等を貸し出す。
- (10) 社会を明るくする運動への協力 (地域福祉推進課)
犯罪や非行の防止と罪を犯した人の自立更生に対する理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会づくりの推進を目的とした事業に協力する。
- (11) 区長会、民生委員児童委員協議会、福祉部との連携協力 (全部署)
地域福祉の更なる向上を図るため、各種事業の推進と実施にあたり相互支援と協力、連携に努める。
- (12) 各種福祉団体等への活動支援 (地域福祉推進課)
関係する各種福祉団体等の運営や研修事業、各種活動について支援する。
- ① みどり市老人クラブ連合会
 - ② みどり市身障者連盟
 - ③ みどり市手をつなぐ育成会
 - ④ みどり市母子寡婦会
 - ⑤ みどり市遺族の会
 - ⑥ みどり保護区保護司会
 - ⑦ みどり地区更生保護女性会

3 ボランティア育成支援事業

重点事項

- 日常生活自立支援事業生活支援員や安心支援事業サポーターなど、様々な事業と連携してボランティアの活性化を図ります。
- 災害に備え、行政・他市社協・学校等の関係機関との連携や協定の締結に向けた準備に取り組みます。
- 災害時に円滑な支援活動をコーディネートできるよう、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施します。

- (1) 善意銀行 (地域福祉推進課)
地域住民等から寄せられる善意の金銭や物品を受け入れ、預託者の意向に沿った払い出しをすることで、有効活用する。

- (2) ボランティアセンター (地域福祉推進課)
ボランティア活動や住民活動の促進を図り、情報提供コーナー、社協だより、ホームページ等を活用したボランティアに関する情報提供、相談、育成、連絡、調整、斡旋等の機能向上を図る。
- (3) 災害ボランティアセンター (地域福祉推進課)
災害時に備え、被災者及び被災地を支援するボランティア活動が効果的かつ効率的に展開できるよう体制を整備する。
- (4) ボランティア講座 (地域福祉推進課)
ボランティア活動に関心を持つ人々や実践者等を対象に、活動に活かせる知識及び技能の習得と資質の向上を目指し、地域の要望等に沿った講座を開催する。
- (5) ボランティア活動保険等の取り扱い (地域福祉推進課、大間々・東支所)
ボランティア活動中の不慮の事故や賠償責任等に備えた次の保険を取り扱う。
- ① ボランティア活動保険
 - ② ボランティア行事用保険
 - ③ 福祉サービス総合補償
- (6) ボランティア団体等活動支援 (地域福祉推進課)
各種ボランティア団体の運営や各種活動、研修等を支援する。
- ① みどり市ボランティア連絡協議会
 - ② みどり市災害ボランティアの会
 - ③ その他ボランティア団体

4 在宅福祉事業

重点事項

- 在宅福祉部門と介護福祉部門が効果的に連携できるように両部門を統括する部署の新設について検討します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、事業を展開していきます。

- (1) みどり市安心支援事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
支援が必要な高齢者等の日常生活を地域住民の参画により支えることを目的に、地域と連携して支え合い活動を推進する。
- (2) 在宅高齢者支援機関運営事業【受託事業】
(地域福祉推進課、大間々・東支所)
地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために地域包括支援センター等と連携して、初期及び継続的な相談や実態把握、福祉サービスの調整等を行う。

- (3) 配食サービス【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
健康維持を図るとともに、地域の人々とのふれあい及び見守り支援と安否確認を目的に、在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して定期的に栄養バランスの良い食事を提供する。
- (4) 訪問理容サービス事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々支所)
在宅寝たきり高齢者の衛生面と快適な生活の維持のため、理容サービスを提供する。
- (5) 福祉車両貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
在宅生活の支援と社会参加の機会を提供するために、介護を要する高齢者、障がい者等に対し福祉車両を貸し出す。
- (6) 日常生活用具貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
介護保険法等による日常生活用具の貸与を受けられない人等の在宅生活を支援するために、車いすや介護用ベッド等を貸し出す。
- (7) 家族介護者交流事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
日頃から在宅で家族を介護している人に、介護による心身の疲れを癒し、日頃の悩みや体験を分かち合う情報交換の場を提供するため交流事業を実施する。
- (8) 思いやり駐車場利用証制度への協力 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
公共施設や商業施設等に設置されている車いす使用者用の駐車スペースの適正利用を推進するため、群馬県が実施する制度の利用証交付や市民への啓発に協力する。

5 高齢者福祉事業

重点事項

- 新型コロナウイルス感染症による様々な自粛から、高齢者がフレイル（虚弱）に陥らないよう、安全に十分配慮して介護予防普及啓発事業（介護予防教室）を実施します。
- 生活支援体制整備事業の各圏域の協議体に対して、他市町村の先進的取組の事例を収集し、情報提供を行います。
- 地域の実情に応じた認知症高齢者を支える仕組みを検討していきます。

- (1) 地域包括支援センター事業【一部受託事業】
(地域包括支援センター笠懸・大間々・東)
- ① 介護予防ケアマネジメント事業
要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせるためには、解決に向けどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなぎ支援する。

③ 権利擁護事業

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送れるよう、権利侵害の予防や対応を行う。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じ、関係機関が連携し、一貫して継続的に支援する。

また、個々の介護支援専門員とともに高齢者を支援する。

(2) 生活支援体制整備事業【受託事業】

(地域福祉推進課、大間々・東支所、地域包括支援センター笠懸・大間々・東)

地域におけるサービスの創出や関係者のネットワーク構築のために情報共有及び連携・協働を推進する協議体の強化を進める。

(3) 介護予防普及啓発事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)

地域の高齢者に対して、地域で支え合うことで孤立や引きこもりにならないようつながりを強化するとともに、心身機能の向上を図り、介護予防に取り組む。

(4) 敬老旅行事業【受託事業】 (地域福祉推進課)

健康保持及び増進並びに高齢者相互の交歓と親睦を図り、社会参加の促進と生きがいの高揚のための保養事業を実施する。

(5) 敬老行事地区事業 (地域福祉推進課)

地域福祉ネットワークの発展や地域ケア体制の推進を目的とした地域住民と高齢者とのふれあいを通じ実施する事業に対して支援する。

(6) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業【受託事業】

(総務企画課、地域福祉推進課、大間々・東支所)

スポーツ大会や教養講座、高齢者談話室(茶話会)等の事業を通じ、高齢者の健康保持及び増進並びに社会参加の促進を図ることを目的に実施する。

(7) ひとり暮らし高齢者交流事業【受託事業】 (東支所)

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と在宅生活の向上を目的に、相互の交歓や親睦の機会を提供する。

6 障がい者福祉事業

重点事項

- 障害者福祉センターの機能強化等を目的とした一部の障がい者福祉事業の所管部署の移行に向けて関係機関との調整を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって中止した活動等について、見直しや変更を図りながら実施します。

- (1) 障害者福祉センターの運営 (障害者福祉センター)
 - ① 地域活動支援センター【受託事業】

障がい者（児）に創作的活動や生産的活動の機会、地域社会との交流促進等の機会を提供し、地域生活への支援や自立の推進を図る。
 - ② 障害者デイサービスセンター【受託事業】

心身障がい者（児）に生活訓練、機能回復訓練、養護、入浴サービス等を行い、地域生活を支援し介護を行う家族の負担軽減を図る。
 - ③ 相談支援事業所【一部受託事業】

地域の障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護に関するサービス利用調整等の支援を図る。
- (2) 障害者意思疎通支援事業（手話言語普及推進事業）【受託事業】 (地域福祉推進課)

障がいにより、コミュニケーションに支障のある人に、意思疎通の円滑化と日常生活の便宜を図ることを目的に、手話通訳者や要約筆記者の派遣調整を行う。
- (3) 障害者意思疎通支援奉仕員養成事業【受託事業】 (地域福祉推進課)

交流活動の促進や地域情報の提供等、障がい者（児）の社会参加促進と地域生活を支援するための手話や朗読の奉仕員を養成する。

 - ① 手話奉仕員養成講座（入門編及び基礎編等の手話講習会）
 - ② 朗読奉仕員養成講座
- (4) 心身障害者療育訓練事業【受託事業】 (地域福祉推進課)

在宅心身障がい者（児）の社会適応訓練や体験学習の機会増大と社会参加を促進するために実施する。
- (5) 視覚障がい者等録音テープ貸出事業 (地域福祉推進課)

視覚障がい者等に音声による情報提供を行うため、ボランティアグループの協力により作成される市広報紙等の朗読録音テープを貸し出す。
- (6) 福祉パレードへの協力 (障害者福祉センター、地域福祉推進課)

知的障害者福祉月間（9月）に実施される啓発事業へ協力する。

- (7) 喫茶「ぺちやくちや」の運営支援
(障害者福祉センター、地域福祉推進課)
障がい者が、社会参加と地域との交流の推進が図れるよう笠懸公民館内に設置している喫茶コーナーの運営を支援する。

7 児童福祉・福祉教育事業

重点事項

- 市担当課や学校と連携を密にとり、新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら、学童保育所の運営や様々な事業に取り組んでいきます。

- (1) 児童健全育成活動 (総務企画課)
子育て世帯と児童の健やかな成長を支援するため、第1親老児童館(こだま・のぞみ・はやて)、第2親老児童館(ひかり・やまびこ)、第1笠懸東学童クラブ(宙・虹)、第2笠懸東学童クラブ(星)を拠点として活動し、地域住民が参画できる仕組みづくりを検討する。
- (2) 地域子育てサロン【受託事業】 (総務企画課)
孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消や、地域の連帯強化の醸成を図ることを目的に子育て当事者同士のふれあい、仲間づくり及び情報交換の場を開設する。
- (3) 児童福祉週間の啓発協力 (総務企画課)
児童福祉の推進を図るため、児童福祉週間(5月5日から12日)啓発用ポスターの張り出し等啓発活動に協力する。
- (4) 学童・生徒の福祉教育活動推進事業 (地域福祉推進課)
市内の小・中学校が実施する福祉活動を推進するための活動費を助成する。

8 母子父子寡婦福祉事業

重点事項

- 母子父子世帯同士の交流や情報交換の場を活用して福祉制度等の情報提供の機会を増やし、母子父子寡婦の福祉の向上に努めます。

- (1) 若年ひとり親家庭の組織化活動支援 (地域福祉推進課)
母子寡婦福祉団体と連携しながら、組織化等の各種活動について支援する。
- (2) 若年ひとり親家庭の集いの実施 (地域福祉推進課)
様々な立場の若年ひとり親家庭の情報交換と、親睦を図ることを目的に交流事業を実施する。

9 援護事業

重点事項

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務の増加が見込まれる生活困窮者自立支援機関を組織全体でサポートできる体制を検討し、支援体制の充実を図ります。

- (1) 生活困窮者自立支援事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
生活困窮世帯がその状態から早期に脱却することを支援するため、関係機関との連携等により本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談業務を行うとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築する。
- (2) 法外援護費支給事業 (地域福祉推進課)
法律上の適用が困難で緊急かつ福祉的援護を必要とする世帯に対して、社会生活が維持できるよう自立を促し最低限の援護を行う。
- (3) 行路人貸付事業 (地域福祉推進課)
行路病者に対し、住所地へ向かうための最低限の援護資金を貸し付ける。
- (4) 交通遺児就学援助金給付事業 (地域福祉推進課)
交通事故等による遺児に対して、社会的人材育成の支援を目的に学資等の一部を給付して就学を援助する。
- (5) 戦没者遺族援護事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
戦没者遺族の援護と相互交流を図るための事業を行う。
- (6) 戦没者追悼式への協力 (地域福祉推進課)
群馬県戦没者追悼式への参加、みどり市戦没者追悼式の実施に協力する。

10 福祉資金貸付事業

重点事項

- 生活困窮者自立相談支援機関と連携して特例貸付利用者の生活状況の把握に努め、必要に応じて自立を支援します。

- (1) 小口生活資金貸付事業 (地域福祉推進課)
一時的に困窮する低所得世帯の更生のため、経済的自立と生活意欲の促進を図り、資金の貸し付けと必要な援助を行う。

- (2) 生活福祉資金貸付事業への協力【県社協受託】 (地域福祉推進課)
低所得者、障がい者、高齢者世帯等の生活安定と自立を図るため、群馬県社会福祉協議会が実施する無利子又は低金利で貸し付ける各種資金の相談・申請窓口として協力する。

11 共同募金事業

重点事項

- 地域の福祉ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるように、共同募金の配分金を有効に活用します。

- (1) 赤い羽根一般募金配分事業 (地域福祉推進課)
群馬県共同募金会から配分される赤い羽根一般募金を地域の福祉推進のための各種福祉事業に活用する。
- (2) 地域歳末たすけあい募金配分事業 (地域福祉推進課)
群馬県共同募金会から配分される地域歳末たすけあい募金を地域の福祉推進のための各種福祉事業に活用する。
- (3) 共同募金会支会への協力 (地域福祉推進課)
群馬県共同募金会や共同募金会みどり市支会と連携を密にし、赤い羽根一般募金運動(募金月間10月から12月)や地域歳末たすけあい募金運動(募金月間12月)に協力する。

12 居宅介護等事業

(介護給付・予防給付・※総合事業)

※市町村が地域の実情に応じて必要な「生活支援」「介護予防」を総合的に行う事業

重点事項

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、サービス提供に努めます。
- 外出機会の減った利用者に新型コロナウイルス感染症や地域の情報を的確に提供していきます。
- 介護保険部門を統合し、介護事業所として一体的に細やかな支援を提供できるように努めます。

- (1) 居宅介護支援事業 (笠懸・大間々・東介護事業所)
利用者の立場に立った介護相談、申請代行、要介護認定調査、関係機関との連絡調整、介護計画(ケアプラン)の作成、保険給付管理及び利用者への継続的支援を行う。

- (2) 訪問介護事業 (笠懸・東介護事業所)
利用者の希望に対し、身体介護や生活支援（家事援助）サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向けた支援を行う。
- (3) 通所介護事業 (東介護事業所)
利用者に対し、通所による身辺衛生管理や心身機能維持、健康管理等の自立に向けたサービスを提供するとともに家族等の介護負担軽減を図る。
- (4) 要介護認定調査事業【受託事業】 (笠懸・大間々・東介護事業所)
要介護認定申請に基づき居宅等を訪問し、要介護認定にかかる調査を行う。
- (5) 介護予防ケアマネジメント事業【受託事業】 (笠懸・大間々・東介護事業所)
要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。
- (6) 総合事業の訪問介護事業 (笠懸・東介護事業所)
総合事業対象利用者の希望に対し、身体介護や生活支援（家事援助）サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向けた支援を行う。
- (7) 総合事業の通所介護事業 (東介護事業所)
総合事業対象利用者に対し、通所による身辺衛生管理や心身機能維持、健康管理等の自立に向けたサービスを提供するとともに家族等の介護負担軽減を図る。
- (8) 障がい者居宅介護事業 (笠懸・東介護事業所)
利用者の希望に対し、身体介護や生活支援（家事援助）サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向けた支援を行う。

13 施設管理運営＜市指定管理受託事業＞

重点事項

- 新たな指定管理者指定期間の初年度として、今まで以上に適切な管理に努め、市民がいつでも安心して利用できるように運営していきます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期して、利用者へのサービス提供に努めます。

- (1) みどり市第1親老児童館 (総務企画課)
笠懸小学校の1年生から6年生の児童を対象とした学童保育所を管理運営する。

- (2) みどり市第2親老児童館 (総務企画課)
笠懸小学校の1年生から6年生の児童を対象とした学童保育所を管理運営する。
- (3) みどり市第1笠懸東学童クラブ (総務企画課)
笠懸東小学校の1年生から6年生の児童を対象とした学童保育所を管理運営する。
- (4) みどり市第2笠懸東学童クラブ (総務企画課)
笠懸東小学校の1年生から6年生の児童を対象とした学童保育所を管理運営する。
- (5) みどり市障害者福祉センター (障害者福祉センター)
地域で暮らす障がい者の地域支援施設を管理運営する。
- (6) みどり市立厚生会館 (大間々支所)
地域住民の教養の向上やレクリエーション等のための施設を管理運営する。
- (7) みどり市笠懸老人憩の家 (総務企画課)
地域の高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- (8) みどり市大間々老人憩の家 (大間々支所)
地域の高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- (9) みどり市老人福祉センター (東支所)
地域の高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- (10) みどり市高齢者生活福祉センター (東支所)
地域生活に不安のあるひとり暮らし高齢者世帯等に対して提供する居住施設を管理運営する。

14 その他

その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施を図ります。